

議案第 111 号

伊賀市役所の位置を変更する条例の制定について

伊賀市役所の位置を変更する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 26 年 9 月 11 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市役所の位置を変更する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、伊賀市役所の位置を次のとおり変更する。

伊賀市四十九町 3184 番地

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（伊賀市役所の位置を定める条例の廃止）
- 2 伊賀市役所の位置を定める条例（平成 16 年伊賀市条例第 1 号）は、廃止する。